



2023年2月14日

各 位

株式会社ミマキエンジニアリング  
代表取締役社長 池田和明  
(コード番号：6638 東証プライム)  
問い合わせ先 常務取締役経営企画本部長 清水浩司  
電話番号：0268-80-0058

### 2023年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、2023年2月14日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することとしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書

第48期(2023年3月期)第3四半期報告書(自2022年10月1日至2022年12月31日)

2. 延長前の提出期限

2023年2月14日(火)

3. 延長が承認された場合の提出期限

2023年3月13日(月)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2023年3月期第3四半期報告書の提出について、2023年2月9日に行うべく準備を進めてまいりましたが、その過程で、当社欧州子会社であるミマキヨーロッパ(オランダ)の販売取引において、EUによるロシア向け制裁措置違反の可能性があることが判明いたしました。これを受け、有限責任監査法人トーマツと協議を行った結果、当社において本件に関する事実認定及び再発防止策の策定を行うことといたしました。しかしながら、本件に関連する罰金等に係る引当金の計上及び認識すべき偶発債務の有無は現時点で不明であり、開示ガイドライン24-13④に該当することから、2023年3月期第3四半期報告書の提出期限を延長すべく、本件四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することといたしました。具体的な経緯は以下のとおりです。

当社では、ロシアに現地法人、支店、駐在員事務所等は置かず、2022年2月までは、ミマキヨーロッパが、プリンタ本体やインク等の製品を直接ロシアの代理店に販売しておりました。

その後、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻に伴い、EUによるロシア向け制裁(同国金融機関9社との取引禁止、ウクライナ東部2州との取引禁止、石油生産を支える技術・部品の輸出禁止、航空宇宙産業における技術・部品の輸出禁止、軍事転用可能品の輸出制限強化)が2月22日に発動されたため、ミマキヨーロッパでは、ロシア向けの制裁対象品目であるプリンタ本体のロシア代理店に対する直接販売を中止いたしました。第三国の代理店に販売するものについては、制裁発動前と同様に制裁発動後においても当該代理店の最終出荷先までは確認しておりませんでした。この点につきましては、制裁発動前には確認義務はありませんが、制裁発動後において最終出荷先まで確認する必要性の有無を、

後述する現地法律事務所にて現在調査を行っております。

ミマキヨーロッパの法定監査人より、2022年7月における2023年3月期第1四半期決算のレビュー過程において、ミマキヨーロッパからロシアの顧客に対しカッティングプロッターが2022年6月に1台販売された事実があり、物流専門コンサルティング会社からロシアへの製品販売が許可されるCNコード(EUが設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN)と呼ばれる物品の分類表の番号)は一覧表で提示されたものの、ロシアに販売されたカッティングプロッターが当該CNコードの適用となるかまでは確信が持てないとも述べられており、この点から、ミマキヨーロッパがEU制裁措置に違反しているリスクが指摘されておりました。これは、CNコードは自社が選択して通関時に使用するもので、仮に当該選択が相違している場合には、通関当局から指摘を受ける可能性があります。通関当局からは当該選択が相違しているとの指摘を受けておらず、当該CNコードは規制に該当しないものの、当該CNコードの選択自体が正しいものかの確認まではできていないためです。また、ミマキヨーロッパはカザフスタンの代理店に対して継続的にプリンタ本体製品を販売している事実があり、当該取引はたとえ間接取引であったとしてもEU制裁措置に違反する可能性がある旨の指摘を受領いたしました。

また、2022年10月における2023年3月期第2四半期決算のレビュー過程においては、第1四半期決算レビューの際の指摘に加え、ミマキヨーロッパからベラルーシに対する販売の事実があること、また、間接取引に関してはカザフスタンのほか、ウズベキスタンの代理店にも該当がある旨の指摘を受領いたしました。

その後、2023年3月期第3四半期決算のレビュー過程において、欧州法定監査人は本件に関する欧州法定監査人法務部門の見解も踏まえ、ロシアに対するEU制裁措置に違反している可能性のある顧客に対しては監査サービスを提供しない方針であることから、今後のグループ監査並びに法定監査については受嘱ができない旨、及び受嘱する場合にはミマキヨーロッパにおける法令違反の有無についての外部機関による法的調査と出荷先に関するデューデリジェンス並びに出荷フローの見直しとそれに基づく実践が条件である旨を、ミマキヨーロッパに対し通知いたしました。これを受け、ミマキヨーロッパより、現地の法律事務所にて2023年1月20日に依頼して、本件がEU制裁措置に違反するか否かの取引状況調査を同日から開始いたしました。

欧州での状況に関する現時点でのEU制裁措置違反に関する判断は、今後の調査の進捗並びに結果によるところと判断しております。併せて当社では、四半期報告書提出の期限延長を申請する期間内に対応を完了させるべく、現地法律事務所による制裁措置に違反するか否かの調査を遅くとも2月末までに終了できるよう、当社側も全面的な協力を行うことを前提に同社と調整を行い合意するとともに、現地法律事務所による調査結果を踏まえ、財務的な影響の評価を実施のうえ、第3四半期決算を確定し、当社における事実認定及び再発防止策の策定を行うことといたしました。

今後につきましては、調査の結果、当該取引がEU制裁措置に違反しないものである場合には決算数値への影響は無いことから期限を前倒して四半期報告書を提出のうえ当社において法令遵守のための体制・仕組みを策定・構築し、EU制裁措置に違反していた場合には罰金等が決算数値に与える影響を評価し当社において法令遵守のための体制・仕組みを策定・構築し、現地法律事務所による調査結果を踏まえ、財務的な影響の評価を実施のうえ、第3四半期決算を確定し、当社における事実認定及び再発防止策が妥当なものであるとの確認がなされた場合には、今回の調査内容に対する法定監査人の見解も考慮のうえ、本件に係る財務報告に与える影響も織り込んだうえで決算処理を行うことといたします。

しかしながら、本件に関連する罰金等に係る引当金の計上及び認識すべき偶発債務の有無は現時点で不明であり、開示ガイドライン24-13④に該当することから、2023年3月期第3四半期報告書の提出期限を延長すべく、本件四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

以 上